

高山市職員等の給与の臨時特例に関する条例の概要について

1. 一般職の給与減額措置

(1) 給料月額

給料表	職務の級	支給減額率
行政職給料表（1）	3級以下	3.8%
	4級及び5級	6.8%
	6级以上	8.8%
行政職給料表（2）	3級以下	3.8%
	4级以上	6.8%

(2) 経過措置額廃止対象職員の減額の軽減

経過措置額廃止による減額と二重に減額とならないよう軽減措置を講ずる。

※経過措置とは、平成18年4月に実施された給与構造改革による給与水準の引下げに伴い、新旧給料月額の差額を支給していたもので、平成25年4月に廃止したもの

2. 特別職等の給与減額措置

市長、副市長及び教育長の給料月額 一律8.8%を減額

3. 実施期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで